

議会だより

第477回西ノ島町議会 9月定例会一般質問（要約）



保員

東議

質問 町の施策である

「ソフト産業の企業誘致」について

若者にとって、魅力ある雇用の場を創出するという点で、町は「ソフト産業の企業誘致」を掲げているが、次の2点について伺う。

①西ノ島は地理的に厳しい条件があるが、展望はあるか。

②サテライトオフィス設置等を考えているか。あるとすれば町内の旧施設や空家を活用する考えはあるか。

回答 町長

依然として東京一極集中の流れは変わらず、地方の人口減少に歯止めがかからない状況にある。

本町でも同様の状況下にあることから、

平成27年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の各種取組みを実施しているところである。

その中で、企業誘致や新規産業の創出に関する取組みでは、自動車整備工場の誘致や個人による起業等、産業の活性化に繋がる実績が出始めているが、依然として雇用の場を創出・確保していくことは課題である。とりわけ、若者に魅力のある雇用の場の創出・確保は重要と考える。

1点目の質問について、確かに本町は離島にあり、立地面や交通面では不利な要因があるが、長崎県や大分県等の離島がIT企業の誘致を実現している事例がある。

地方へ進出を検討しているIT企業のニーズである光回線によるインターネット環境、都会にはない自然環境、国や県・町の充実した補助制度等を誘致活動で訴えていくことで、実現できる可能性は十分にありと考える。

現在、誘致戦略の策定、PRツールの作成を進めており、年内には数社のIT

企業との面会や本町での現地視察など、誘致活動を実施する予定としている。

2点目の質問については、今後予定している誘致活動の際に、数力所の町有施設を紹介することとしている。

また、空き家の活用についても、本町に進出を検討する企業から要望があれば、対応していきたいと考えている。



一員

上議

質問 水産改革について

昨年12月の国会で70年ぶりに改正漁業法が成立した。改正の柱は乱獲を防ぐため「漁獲可能量の管理強化」と、企業の新規参入を促すため地元で優先的に割り当てていた「漁業権の優先規定の廃止」である。

漁業は本町の基幹産業であり、特に県下有数のまき網漁業、岩がき養殖などについての影響をどう捉えているか。今後、どう対処していくのか伺う。

回答 町長

昨年12月に成立した改正漁業法は、水

産資源の減少や漁業者の減少等により先行きが厳しさを増しつつある中、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させることを目的とし、主な改正点は、①新たな資源管理システムの構築、②漁業権の見直し、③漁業許可制度の見直し等である。

初めに「漁獲可能量の管理強化」の質問については、全体で獲る量を決めて、後は自由競争に任せていた漁獲可能量（TAC）の管理を、漁業者又は船舶ごとに漁獲実績等を勘案した漁獲割当て制度を導入し強化する方針である。

資源管理の枠組みは決まったが、運用面では、どのようにして漁獲割当てが設定されるか示されていないため、影響について現在のところ不透明である。

しかしながら、影響も否めないため、本町の基幹産業である水産業の成長の妨げとならない運用となるよう関係機関に必要な働きかけを行っていきたくと考えている。

次に「漁業権の見直し」の質問については、本町の沿岸水域には共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の3種類の漁業権が漁協や漁業者に免許されている。

改正漁業法では、定置・区画漁業権は、法律で一律に定められていた免許の優先順位を廃止し、漁場を適正かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免

許し、それ以外の場合には地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することとなっている。

現状において、定置網や岩がき養殖等の漁場が適正かつ有効に活用されている場合は、法改正によって直ちに心配されるような影響を及ぼすことはないものと考ええる。

改正漁業法は改正から2年以内で施行を迎えるが、当面は今後の国及び県の動向に注視しながら情報収集に努める。



満員 尾崎

質問 高齢者の生活環境（施設整備）について

本町の高齢化率も45%を超え、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年から介護需要も年々増加することが予想される。

2015年施行の改正介護保険法に伴い、特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上に引き上げられた。また、養護老人ホームについては待機待ちの状況である。

今後、高齢化が急速に進展するなかで、本町では、自立生活困難者、軽度認定者等の入所系サービスの受入施設が少なく、心身の状況に応じて対応できる本土の福祉施設を選択する状況が懸念される。

3月定例議会で、高齢者福祉施策について「サービス付き高齢者住宅」の必要性を検討すると表明したが具体的な方策について所信を伺う。

回答 町長

現在、町内にある高齢者向けの施設は、特別養護老人ホーム「和光苑」と養護老人ホーム「みゆき荘」があり、みゆき荘では、待機者のうち、すぐに入りたいという入所希望者が10人前後いる状況にある。

また、みゆき荘の入所基準を満たさなため、やむなく島内を離れた方は、平成27年度以降では、現在1名おられると把握している。

長期的な需要予測については、隠岐広域連合による20年後までの認定者数の推移では、要介護の認定者全体では、横ばいを見込んでおり、中でも要介護3以上は増加し、要介護1及び2は若干減少する傾向にあると推計している。

しかしながら、本町の年齢別人口を基に推計すると、60代の人口が多いことや、核家族化も依然進行しており、もう少し

細部にわたって調査した上で、予測を立てたいと考えている。

又、将来的な医療・介護施設のあり方については、医療・介護の連携、人材確保、効率面等の観点からも、一体的な整備ができればと考える。

特別養護老人ホームについては、数年前に資金的な面から建て替えを断念した経緯もあり、現在、町でも補助を行いつつ、屋根の改修（雨漏り対策）を完了し、今後も計画的に改修・修繕等を行なうこととしており、耐震上も特に問題なく、建物の耐用年数経過まで10年以上ある。

これらのことから、新たな高齢者向け住宅も含めて医療・介護施設等の一体的な整備について、建設時期、建設場所、財源等の問題などについて関係者、関係機関等とも協議しながら、引き続き具体的な方策について検討していく。



《町議会9月定例会の概要》

9月18日（水）

「本会議」

町長諸般の報告並びに提出理由概要説明
議長諸般の報告

一般質問（3名）

報告案件（報告1案件、「質疑」）

議案説明（議案7案件）

（決算7案件・監査員決算審査報告、質疑後に、全て常任委員会に付託）

議案説明（議案8案件）

（条例2案件・補正予算6案件・質疑後に、全て常任委員会に付託）

「委員会審査」（※日程は次のとおり）

9月19日（木）

「委員会審査」（※日程は次のとおり）

9月20日（金）

「委員会審査」（※日程は次のとおり）

「本会議」

両委員会審査報告（決算審査の意見）

他の委員会に対する質疑及び討論、表決

（議案15案件全て原案のとおり認定及び可決）

閉会中の継続調査等の申出（了承）

議員派遣（了承）

※委員会審査日程等

1. 総務福祉常任委員会

9月18日（水）

午後 総務課、企画財政課、健康福祉課